

第百八回国会 衆議院 社会労働委員會議録 第四号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 堀内 光雄君

理事 稻垣 実男君

理事 長野 祐也君

理事 浜田卓二郎君

理事 沼川 洋一君

理事 栗屋 敏信君

理事 伊吹 文明君

理事 大野 明君

理事 片岡 武司君

理事 古賀 誠君

理事 自見庄三郎君

理事 戸沢 政方君

理事 野呂 昭彦君

理事 持永 和見君

理事 田邊 誠君

理事 永井 孝信君

理事 新井 彬之君

理事 平石廣作太郎君

理事 塚田 延充君

理事 野間 友一君

理事 出席國務大臣

理事 出席政府委員

理事 厚生 大臣 斎藤 十朗君

理事 厚生大臣官房長 北郷 勲夫君

理事 厚生省健康政策局長 竹中 浩治君

理事 厚生省社会局長 小林 功典君

理事 厚生省児童家庭局長 坂本 龍彦君

委員外の出席者

社会労働委員会 調査室長 石川 正暉君

委員の異動
五月十八日

片岡 武司君

古賀 誠君

自見庄三郎君

高橋 一郎君

戸沢 政方君

中山 成彬君

野呂 昭彦君

中沢 健次君

同日

阿部 文男君

石原慎太郎君

川崎 二郎君

園田 博之君

野呂田芳成君

穂積 良行君

渡辺 紘三君

石橋 大吉君

同日

三原 朝彦君

井上 喜一君

同日

井上 喜一君

同日

井上 喜一君

同日

井上 喜一君

同日

井上 喜一君

五月二十日
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

院送付)

社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出第九五号)(参議院送付)

同月十八日

福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(石井節子君紹介)(第二九七二号)

同(若佐恵美君紹介)(第二九七三号)

同(浦井洋君紹介)(第二九七四号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二九七五号)

同(柴田睦夫君紹介)(第二九七六号)

同(田中美智子君紹介)(第二九七七号)

同(中路雅弘君紹介)(第二九七八号)

同(東中光雄君紹介)(第二九七九号)

同(不破哲三君紹介)(第二九八〇号)

同(藤田スミ君紹介)(第二九八一号)

同(正森成二君紹介)(第二九八二号)

同(松本善明君紹介)(第二九八三号)

同(村上弘君紹介)(第二九八四号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二九八五号)

治君紹介)(第三〇三七号)

同(柿澤弘治君紹介)(第三〇三八号)

同(古賀誠君紹介)(第三〇三九号)

同(佐藤信二君紹介)(第三〇四〇号)

同(塚原俊平君紹介)(第三〇四一号)

同(外一件)(羽田孜君紹介)(第三〇四二号)

同(平沼赳夫君紹介)(第三〇四三三三)

同(森喜朗君紹介)(第三〇四四四)

同(山口敏夫君紹介)(第三〇四五五)

同(山崎拓君紹介)(第三〇四六六)

同(中西啓介君紹介)(第三〇六五五)

同(三原朝彦君紹介)(第三〇六六六)

同月十九日

雇用・労働条件の改善に関する請願(寺前巖君紹介)(第三二二二二二)

同(東中光雄君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(山花貞夫君紹介)(第三二二二二二)

同(不破哲三君紹介)(第三六二四号)
同(松本善明君紹介)(第三六二五号)
同(矢島恒夫君紹介)(第三六二六号)
同(山原健二郎君紹介)(第三六二七号)
生協法改正反対等に関する請願(沢沢利久君紹介)(第三六二八号)
国立腎センター設立に関する請願(正森成一君紹介)(第三六二九号)
同(春田重昭君紹介)(第三六三〇号)
同(正木良明君紹介)(第三六三一〇号)
看護婦の夜勤日数の制限等に関する請願(安藤巖君紹介)(第三六三二〇号)
同(池端清一君紹介)(第三六三一〇号)
同(浦井洋君紹介)(第三六三二〇号)
同(児玉健次君紹介)(第三六三三〇号)
同(瀬長龜次郎君紹介)(第三六三四〇号)
同(田中美智子君紹介)(第三六三五〇号)
同(田邊誠君紹介)(第三六三六〇号)
同(寺前巖君紹介)(第三六三七〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第三六三八〇号)
同(永井孝信君紹介)(第三六三九〇号)
同(東中光雄君紹介)(第三六四〇〇号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第三六四一〇号)
同(村上弘君紹介)(第三六四二〇号)
同(吉井光昭君紹介)(第三六四三〇号)
同(新井彬之君紹介)(第三六四四〇号)
同(石井郁子君紹介)(第三六四五〇号)
同(経塚幸夫君紹介)(第三六四六〇号)
同(塚田延充君紹介)(第三六四七〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第三六四八〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第三六四九〇号)
療術の制度化促進に関する請願(奥田幹生君紹介)(第三六五〇〇号)
同(小宮山重四郎君紹介)(第三六五五〇号)
同(山本幸雄君紹介)(第三六五七〇号)
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(鯨岡兵輔君紹介)(第三六六四〇号)
同(越智伊平君紹介)(第三六三八八号)
同(外一件)(加藤卓二君紹介)(第三六三九号)

同(河本敏夫君紹介)(第三八四〇号)
脊髄損傷治療技術の研究に関する請願(池端清一君紹介)(第三六六五号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三六六六号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三六六七号)
同(岡田利春君紹介)(第三六六八号)
同(佐藤守良君紹介)(第三六六九号)
同(坂口力君紹介)(第三六七〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三六七二号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六七二二号)
同(中西績介君紹介)(第三六七八一〇号)
同(船田元君紹介)(第三六八二〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三六八三〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六八四〇号)
重度障害者の終身保護所設置等に関する請願(池端清一君紹介)(第三六七三〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三六七四〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三六七五〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三六七六〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三六七七〇号)
同(坂口力君紹介)(第三六七八〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三六七九〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六八〇〇号)
同(中西績介君紹介)(第三六八五〇号)
同(船田元君紹介)(第三六八六〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三六八七〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六八八〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三六八二二号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三六八三〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三六八四〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三六八五〇号)
同(坂口力君紹介)(第三六八六〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三六八七〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六八八〇号)
同(中西績介君紹介)(第三六八九〇号)
同(船田元君紹介)(第三六九〇〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三六九一〇号)

同(渡辺省一君紹介)(第三八九二二号)
重度身体障害者雇用に関する請願(池端清一君紹介)(第三六八九九号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三六九〇〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三六九一〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三六九二〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三六九三〇号)
同(坂口力君紹介)(第三六九四〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三六九五〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六九六〇号)
同(中西績介君紹介)(第三六九七〇号)
同(船田元君紹介)(第三六九八〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三六九九〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三六九〇〇号)
身体障害者の福祉行政改善に関する請願(池端清一君紹介)(第三六九七〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三六九八〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三六九九〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三七〇〇〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三七〇一〇号)
同(坂口力君紹介)(第三七〇二〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三七〇三〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七〇四〇号)
同(中西績介君紹介)(第三七〇五〇号)
同(船田元君紹介)(第三七〇六〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三七〇七〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七〇八〇号)
労災骨髄損傷者の遺族の救済等に関する請願(池端清一君紹介)(第三七〇五〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三七〇六〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三七〇七〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三七〇八〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三七〇九〇号)
同(坂口力君紹介)(第三七一〇〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三七一〇一〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七一〇二〇号)
同(中西績介君紹介)(第三七一〇三〇号)
同(船田元君紹介)(第三七一〇四〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三七一〇五〇号)

同(渡辺省一君紹介)(第三九〇四号)
労災年金と厚生年金等の完全併給に関する請願(池端清一君紹介)(第三七一三〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三七一四〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三七一五〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三七一六〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三七一七〇号)
同(坂口力君紹介)(第三七一八〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三七一九〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七二〇〇号)
同(中西績介君紹介)(第三七二〇五〇号)
同(船田元君紹介)(第三七二〇六〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三七二〇七〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七二〇八〇号)
労働者災害補償保険法の改善に関する請願(池端清一君紹介)(第三七二一〇号)
同(石橋政嗣君紹介)(第三七二二〇号)
同(大坪健一郎君紹介)(第三七二三〇号)
同(岡田利春君紹介)(第三七二四〇号)
同(佐藤守良君紹介)(第三七二五〇号)
同(坂口力君紹介)(第三七二六〇号)
同(田邊國男君紹介)(第三七二七〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七二八〇号)
同(中西績介君紹介)(第三七二九〇号)
同(船田元君紹介)(第三七三〇〇号)
同(若林正俊君紹介)(第三七三一一〇号)
同(渡辺省一君紹介)(第三七三一二〇号)
労働者の雇用と生活を守るための緊急対策に関する請願(安藤巖君紹介)(第三八二五〇号)
同(田中美智子君紹介)(第三八二六〇号)
保育制度の維持、充実に関する請願(坂口力君紹介)(第三八二七〇号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(若林正俊君紹介)(第三八二八〇号)
生協法の改悪反対に関する請願(大出俊君紹介)(第三八四一〇号)
障害者の生活と働く権利の保障等に関する請願(安藤巖君紹介)(第三八四二〇号)
同(石井郁子君紹介)(第三八四三〇号)

同(玉置一弥君紹介(第四一六四号)
同(野間友一君紹介(第四一六五号)
同(野呂田芳成君紹介(第四一六六号)
同(米沢隆君紹介(第四一六七号)
労災年金と厚生年金等の完全併給に関する請願
(奥田敬和君紹介(第四一六八号)
同(糸山英太郎君紹介(第四一六九号)
同(宇野宗佑君紹介(第四一七〇号)
同(佐藤徳雄君紹介(第四一七一号)
同(玉置一弥君紹介(第四一七二号)
同(野間友一君紹介(第四一七三号)
同(野呂田芳成君紹介(第四一七四号)
同(米沢隆君紹介(第四一七五号)
労働者災害補償保険法の改善に関する請願(奥
田敬和君紹介(第四一七六号)
同(糸山英太郎君紹介(第四一七七号)
同(宇野宗佑君紹介(第四一七八号)
同(佐藤徳雄君紹介(第四一七九号)
同(玉置一弥君紹介(第四一八〇号)
同(野間友一君紹介(第四一八一号)
同(野呂田芳成君紹介(第四一八二号)
同(米沢隆君紹介(第四一八三号)
国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入
反対に関する請願(村井仁君紹介(第四二〇二
号)
雇用確保に関する請願(村井仁君紹介(第四二
〇三号)
母子保健法改正に関する請願(村井仁君紹介
(第四二〇四号)
国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法
律案反対等に関する請願(寺前巖君紹介(第四
二四一号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願外二件
(草川昭三君紹介(第四二四二号)
同(平石磨作太郎君紹介(第四二四三号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願
(平石磨作太郎君紹介(第四二四四号)
身体障害者希望の町設置に関する請願(井上和
久君紹介(第四二四五号)

予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(浦井洋君紹介)(第四二四六号)
カイロプラクティック等の医業類似行為に関する請願(浦井洋君紹介)(第四二四七号)
肢体障害者の生活保障等に関する請願(浦井洋君紹介)(第四二四八号)

重度戦傷病者及妻の援護に関する請願外一件(左藤恵君紹介)(第四二五一号)
小規模障害者作業所の助成等に関する請願外二件(栗屋敏信君紹介)(第四二五四号)

同外二件伊吹文明君紹介(第四二五五号)
同外二件池端清一君紹介(第四二五六号)
同(稲垣実男君紹介)(第四二五七号)

同(浦井洋君紹介)(第四二五八号)
同外二件大野功統君紹介(第四二五九号)
同(大橋敏雄君紹介)(第四二六〇号)

同(奥田敬和君紹介)(第四二六一号)
同外二件片岡武司君紹介(第四二六二号)
同外二件河野正君紹介(第四二六三号)

同(古賀誠君紹介)(第四二六四号)
同(自見庄三郎君紹介)(第四二六五号)
同(田中慶秋君紹介)(第四二六六号)

同(田中美智子君紹介)(第四二六七号)
同(塚田延充君紹介)(第四二六八号)
同(寺前巖君紹介)(第四二六九号)

同外二件(戸井田三郎君紹介)(第四二七〇号)
同外二件(戸沢政方君紹介)(第四二七一号)
同外二件(中沢健次君紹介)(第四二七二号)

同(中山成彬君紹介)(第四二七三号)
同(丹羽雄哉君紹介)(第四二七四号)
同外二件(沼川洋一君紹介)(第四二七五号)

同外二件(野呂昭彦君紹介)(第四二七六号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第四二七七号)
同外二件(藤本孝雄君紹介)(第四二七八号)

同外二件(松本十郎君紹介)(第四二七九号)
同(三原朝彦君紹介)(第四二八〇号)
同(箕輪登君紹介)(第四二八一号)

同外二件(持永和見君紹介)(第四二八二号)
同外二件(森本晃司君紹介)(第四二八三号)

障害者の生活と働く権利の保障等に関する請願外七件(沼川洋一君紹介)(第四二八四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)

社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出第九五号)(参議院送付)

○堀内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案並びに社会福祉士及び介護福祉士法案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

社会福祉士及び介護福祉士法案

(本号末尾に掲載)

○斎藤厚生大臣 ただいま議題となりました外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、医療分野における我が国と諸外国との間の交流は、ますます活発になってきており、これに伴い、アジア地域を中心に、多数の外国医師、歯科医師が医療研修を目的として来日しております。しかしながら、我が国の現行の医師法、歯科医

師法のもとにおいては、これら外国医師、歯科医師は診療を伴う研修を行うことができません。その目的の達成に大きな障害のあることが指摘されております。

そこで、この法律案は、医療研修を目的として来日する外国医師、歯科医師が研修において診療を行うことができる道を開くことにより、その目的を十分に達成することができるよう医師法、歯科医師法の特例等を設けるものであります。

これにより、我が国が、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与することができると考えております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、外国医師、歯科医師が、医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国していることと、必要な医学または歯科医学に関する知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合している場合には、厚生大臣の許可を受けて臨床修練を行うことができるものとしております。なお、許可の有効期間は、二年を超えない範囲内で厚生大臣が定めることとしております。

第二に、臨床修練は、その適切な実施を図るため、厚生大臣の指定する病院において、臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医の実施の指導監督のもとにおいてのみ行い得ることとしております。

第三に、臨床修練指導医または臨床修練指導歯科医については、医学または歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合している医師または歯科医師を、厚生大臣が認定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました社会福祉士及び介護福祉士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、世界に例を見ない急速なスピードで人口の高齢化が進行しており、後期高齢者人口が大幅に増加することに伴い、寝たきり老人等介護を要する老人の急増が確実視されておりますが、一方で、世帯規模の縮小、扶養意識の変化等に伴い、家庭における介護能力の低下が見られるところであります。

こうした状況の中で、増大する老人、身体障害者等に対する介護需要にいかに対応していくかという問題は、国民生活上の重要な課題になっております。

このため、だれもが安心して、老人、身体障害者等に対する福祉に関する相談や介護を依頼することができるよう専門的能力を有する人材を養成、確保して、在宅介護の充実強化を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

第二は、社会福祉士の業務及び資格要件であります。

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって寝たきり老人等の福祉に関する相談、指導等を行うことを業とする者であり、大学において一定の社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であつて社会福祉士試験に合格した者が、登録を受けることにより、資格を取得できるものであります。

第三は、介護福祉士の業務及び資格要件であります。

介護福祉士は、寝たきり老人等の介護等を行うことを業とする者であり、高校卒業以上の者であつて一定の養成施設を卒業した者、介護等の業務に三年以上従事した者等であつて介護福祉士試験

に合格した者、または介護等に係る一定の技能検
定に合格した者が、登録を受けることにより資格
を取得できるものであります。

第四に、社会福祉士及び介護福祉士の試験及び
登録は、厚生大臣の指定する者に行わせることが
できることとしております。

第五に、社会福祉士でない者が社会福祉士の名
称を用いること及び介護福祉士でない者が介護福
祉士の名称を用いることを禁止しております。ま
た、社会福祉士または介護福祉士については、信
用失墜行為を禁止し、守秘義務を課すとともに、
その業務を行うに当たっては、医療関係者との連
携を保たなければならないこととしております。
なお、この法律の施行期日は、公布の日から起
算して一年を超えない範囲内で政令で定める日と
してあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました
た。

○堀内委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。村山富市君。

○村山(富)委員 時間が限られておりますから、
突っ込んだ議論はできませんけれども、端的にお
尋ねしたいと思っておりますので、御答弁をいただき
たいと思います。

我が国は、世界に例を見ない高齢化の進行ある
いは国民の生活環境、行動も変化して、高齢者を
初め障害者や児童などの福祉に対するニーズも多
様化してきておる。これはだれも認めるところだ
と思うのです。こうした多様化したニーズに対応
して福祉制度や社会福祉事業法等の見直しが行
われておる。そういう見直しの状態に関連して、
若干のお尋ねをしたいと思うのです。

まず、老人ホームの入所者についてであります
が、現在本人と扶養義務者から費用が徴収される
というように拡大されております。現状をよく調
べてみますと、いろいろな矛盾があるわけです。例
えば同一管内に扶養義務者が居住しておる。そう
しますと、この扶養義務者にも負担がかかっている
わけですが、仮に扶養義務者が三人おるとした
場合に、三人の扶養義務者の中で一番所得の高い
すなわち税金をたくさん納めておるその税額に対
してかかるということになっておるから、必
ずしも扶養しておる長男なら長男にはかからな
い。三男坊が一番高ければ三男坊にかかる。しか
も、だれが負担をするかということになりますと、
やはり三男坊が負担するのではなくて長男が負担
をする。こういうようなことからいろいろな家庭
内のトラブルが起る。家族間のトラブルが起る
。こういうことも考えられますし、それからこ
ういう矛盾もあるわけです。お嫁に行っておる娘
さんが所得が高ければ、その娘さんにもまたか
かってくる、こういうことになりますから、これ
はやはりいろいろな意味で問題があるのではない
かという気がいたします。現にそうしたトラブルか
らお年寄りを引き取ったというような事例もある
というふう聞いています。

それからもう一つは、例えば入所するときにあ
る社会福祉事務所管内に住んでおった。その人が
仮に転動になって北海道に行こうと九州に行こう
と負担は追っかけていくわけです。ところがたまた
ま入所する際に北海道におった。そして転動にな
ってその管内に帰ってきたという場合に、帰っ
てきたときだけ負担をするわけです。そしてまた
九州に転動になったとすれば、その人にも負担
がかかれない。こういうふうないろいろな負担
の矛盾があるのです。こういう問題についてど
のように判断をし、どのように指導されておるの
か。

私は、もう時間ありませんから、申し上げま
すが、この種の負担は、やはり年金制度もだんだ
ん完備してきておりますから、本人だけの負担に
とどめて、扶養義務者は別の意味で税金を納めて
おるわけですから、したがって、税金で賄うとい
う建前が本来あるべき姿ではないか、そうでない
と、やはり負担の公正を欠くのではないか、こ
ういふ気がするわけですが、その点についての見解
を聞きたいと思うのです。

○小林(功)政府委員 実は、今先生がお話しにな
りました措置は、昨年の十月に改正いたしまして、
それから現在に至るまで、そういう方法で実施し
ているわけでありまして。

その趣旨は、具体的な例を申し上げるとわかり
やすいと思うのですけれども、従来の措置は、お
年寄りが老人ホームに入所したときに同居してい
た家族の方が扶養義務を負う、こういうことで
あったわけでありまして。ところがいろいろなケ
ーシングがございまして、例えば子供が数人いるとい
う場合に、別居している方は一切扶養義務はないわ
けであります。逆に、最後まで同居して親の面倒
を見た方が、いざ老人ホームに親を入所させる場
合に全部扶養義務を負わなければならない、これ
がどうだろうかという問題。またもう一つ、例え
ばひとり暮らし老人、子供が全部表に出ちゃって
いる。そうすると、そういう方は子供が幾ら所得
が高くて一切扶養義務を負わない。これで果た
して社会的公正という意味でいだろうかという
反省が一つあったわけでありまして。そこら辺を老
人福祉分科会でいろいろ討議していただきました
で、やはりそれはおかしいのではないかと、つまり
負担能力のある者が形式的な別居をしているとい
う理由によって負担を免れているという事例とい
うのは、社会的公正を欠くのではないかと、こ
ういふ御意見をいただきました。実は昨年の十月から
その原則を変えて、同居は一応原則といたし
ますけれども、別居の方との間に相当程度の収入
のある子あるいは配偶者があれば、そういう範囲
に限りまして、それを主たる扶養義務者にする方
が妥当ではないか、こういうことでやったわけ
でございます。ですから、私はそういう意味では無
理のない制度ではないかというふうに考えており
ます。

ただ、御指摘もございましたが、それを同一福
祉事務所管内に絞っていること、これは正直申し
まして、確かに一つの問題でございます。ただ、こ
れは専ら実務上の理由でございまして、例えば九
州の方が、子供さんが例えば北海道へ行っている。
そこで扶養義務が追っかけていくのは実務上極
めて困難でありますので、とりあえず福祉事務所
管内ということに絞りましたけれども、これは言
われてみればちよっと中途半端ではあるかもしれ
ませんが、しかし、実務を考えると、そこら辺が
現実的な対応かなという気がいたします。

それから最後に、本人だけに費用徴収を絞って、
扶養義務者は一切扶養義務を負わないというのも
一つの考え方であらうかと思いますが、日本の国
情から見て、親の面倒を見るというのを一切放棄
するという形になるのはいかかかなものであろうか
というのが率直な感想でございます。

○村山(富)委員 これは時間がなくて議論できぬ
で残念ですが、さっきちょっと言いましたように、
入所するときにその管内におれば負担をするので
すよ。負担をした方は、北海道に行こうとどこに
行こうと負担が追っかけていくのですよ。ところが
たまたま入所する際に、その管内にいなかった
という人はかからないわけですから、たまたま
たその管内にある意味で帰ってきたという場合
に、帰ってきたときにかかるだけであって、また
外に出ればかからないわけですから、そんなことは
やはり矛盾ではないかと思うのですが、これはど
うですか。

○小林(功)政府委員 先ほど申しました扶養義務
者は、単に入所のときだけでございまして、
異動があれば異動したときにそういう方針のもと
に変えることがございます。変えてまいります。
○村山(富)委員 いや、私が今言ったことは事実
と違うのですか。そうなんですか。入所す
る際に、その管内に住んでおった扶養義務者は負
担がかかる。それは北海道に行こうとどこに転動
しようと負担は追っかけていってかかるわけ

す。だけれども、入所するときにたまたま管外におったという人はかからないわけですね。そして管内に帰ってきて管内におる間はかかる、また出ていけばかからぬわけですね。そういう扱いになつていくのは事実ですか。

○小林(功)政府委員 ずっと入所しておられるわけでありまして、扶養義務者の生活の場が変わりますと、その都度見直しをいたします。

○村山(憲)委員 具体的ケースを言っているわけだから、そういうケースはどういう扱いになるのか、それから、時間がないから、この時間にはちよつと延ばしてもらわなければいかぬ。

○小林(功)政府委員 答弁が不十分で申しわけございませんが、扶養義務者の生活の場が変わりますと、その都度見直しをいたします。ですから、同一管内から外れてしまったという、それはもちろん今のシステムでは扶養義務はかかりませんから、そうすると、同一福祉事務所管内にいる子供、配偶者の中で相当高い収入を得ているという方に扶養義務者を交えるという措置を講じているわけでございます。

○村山(憲)委員 いや、僕は具体的に言うたでしよう。それは事実と違ひますかというのです。そんなことありませんか、いや、そのとおりですと、どうですか、どつちですか。

○小林(功)政府委員 先生がおっしゃいました例は、そういうことではないと思います。見直しを常にいたしますから、そういうケースはないと思います。

○村山(憲)委員 いや、僕は調べているんだからね。入所する際に管内におったという人は、扶養義務者はどこに行っても負担を続けていく、入所するときに管内にいなかった人はかからない、どうですか。

○小林(功)政府委員 管内にいないばかりではありませんが、ちよつと答弁が不十分で申しわけありませんでした。実務上一年間ごとに見直しをいたしますので、管外に出ましても、一年間だけはそ

ます。

○村山(憲)委員 質問がようわからぬのだよ。

入所するときに管内におった人は、一年たとうと二年たとうとどこに行こうと負担が追つかけていくのですよ。かかるのですよ。だけれども、入所するときに管内にいなかった人はかからないのです。たまたま管内に帰ってきて居住したという場合には、見直しがあつてかかってくるのです。だけれども、その人がまた今度は管外に出ればかからなくなるのですよ。そういう矛盾があるのではないかと、その人のだけども、その事実は認めないというのなら認めないでもいいのです。

○小林(功)政府委員 同一管内から外れますと、最初に扶養義務者になりました。管外に出ればそれはかかりません。ただ、一年間の期間がありま

○村山(憲)委員 これはまた事実を確認しておきます。時間がないから、こればかりかかっている、後続がぬかぬかな。

そこで、次に問題を移しますが、三月九日に各都道府県に政省令の改正による通知が送られてくるわけですね。その内容を見ますと、給食調理業務の外部委託を認めた。あるいは直接処遇職員以外の事務職員と用務員については必ず置かなければならぬことになっておりましたけれども、今度の改定で置かなくていいことになった。あるいは直接処遇職員の配置基準について、看護婦と寮母をくるめた新たな計算方式が示された。この方式で計算をしますと、ほとんどの施設が今おる数よりも減らされるというふうなことになるわけですね。

こういう傾向から見ますと、これまでとられてきた福祉の見直しというのは、明らかに福祉水準の低下をもたらしてゐる。同時に費用負担を本人や家族にまで広げて転嫁してきてゐる。これは福祉全体から考えますと、明らかに後退になるの

はないかというふうには私は思ふのです。そういう後退を続けるような見直しがされておるのではないかと、いふに私は思ふのですが、大臣のそういう傾向に対する見解について承つておきたいと思ふのです。

(委員長退席、浜田(卓)委員長代理着席)

○小林(功)政府委員 最初に事実関係だけ私からお答え申し上げます。

今回行いました最低基準の改定でございますが、これはあくまで入所者の処遇水準を下げないというところに配慮しながら、より施設が弾力的に対応できる、そういう道を開こうという趣旨でございます。

例えば、今お触れになりました直接処遇職員の問題でございますが、これなんかも従来は寮母だけについてしかその基準がなかったわけでございます。しかし、実際お年寄り等を直接扱う方は、寮母、指導員あるいは看護婦さんといろいろいるわけでありまして、寮母だけの基準では、やはり現実的でないかろうというのを考えまして、そういう直接処遇職員全体を通じての総数というものを規定しまして、それぞれの施設の事情に応じまして、その中で弾力的に対応してもらつて、こういう趣旨でございます。

それから、一部非常勤化も行ったわけでございますが、これも常勤職員配置というのとは大原則として持ちつつ、例えば業務が非常に集中するといふような傾向がありますので、そういう時間帯にはパート職員も配置できるというふうなことで、すべて施設の弾力的運用を可能にするという意味でございます。処遇の水準の低下を図るものではないと思ふ。現に措置費は、こういうことをやりましても、従来どおりの職員配置基準をもとに算定をしておりますので、今回の改正による変更は全くありませんので、そこからもそういうことはおわかりいただけるのではないかと、思ふ。

○村山(憲)委員 内容の説明はわかつてゐるからいいのですが、問題は、今前段で言いましたように、老人ホームに入つておる人も本人から扶養義務者まで負担が拡大されておるわけでしょう。それだけやはり負担がふえてきておるわけですね。同時に、今申し上げましたように、配置基準なんかにしても、現実にはやはり数は減らされていくわけですから、現実、そういう福祉の見直しという一連の作業をずっと見てまいりますと、明らかに福祉政策の後退になつておるといふふうに私は判断するので、そういう傾向に対して厚生大臣はどういう見解を持っておられますか、こう聞いておるわけですね。

○斎藤(國)大臣 今社会局長からも御答弁申し上げましたように、施設の運営等に当たりまして、おきまして、特徴あるニーズに対応できるように、そういう柔軟な対応ができるようなことを考えておるわけでございます。福祉施設の処遇基準の全体的水準を落とすというふうなことは決してあつてはならないし、そのようなことは考えず、より一層柔軟に対応できるように枠組みにしている、こういうことでございます。

○村山(憲)委員 そう言わざるを得ないかもしれませんが、現実にはだんだん下がってきていることは否定できない事実ですね。

これでまた時間をとつてもなんですから、次に移りますけれども、やはり福祉政策というのには、ある意味からいいますと、第一線で活躍している福祉事務所の強化が大事だと私は思ふのです。

そこで、その観点から若干お尋ねしたいと思うのですが、今福祉事務所が住民のニーズにこたえて迅速かつ適正に業務が遂行できるような現状にあるかどうかというのを考えてまいりますと、私は残念ながらないと言わざるを得ないと思つております。例えば福祉事務所所員が配置されておりますが、児童、母子、老人、身障、精神等々担当する所員の充足率は極めて低いのです。私の調査では五〇%か六〇%ぐらいが充足されてゐない。これは厚生省が示しておる制度上必要な所員の配置基準に照らして充足率が低いのです。こういう現状に対してどういう認識を持っておられる

か、充足率はどの程度になっておるといふふうに判断しているか、これをお聞きしたいと思うので

○小林(功)政府委員 福祉事務所の体制でございますが、確かにおっしゃいますように、生活保護担当者、これはほぼ充足しておるわけでござい

○村山(富)委員 それから、最近の傾向を見ますと、福祉事務所が廃止をされて、そして県の一般行政課の中に、例えば福祉課とか老人福祉課とか

○小林(功)政府委員 確かにそういう例がござい

るような状態をつくるというのがこれまでの考え方なんです。一般行政化していくという事は、事務的に処理をするのであつて、専門的に突っ込

○村山(富)委員 今度は、今提案されました法律で、新しくつくられる社会福祉士というのは、現

○小林(功)政府委員 現在資格がございませ

○村山(富)委員 そうすると、社会福祉士とい

のは、社会福祉事務所との関連とか、それから社

○村山(富)委員 名称独占だと言つたつて、名

○小林(功)政府委員 それは先ほどお答えしま

○村山(富)委員 それから参議院で御答弁があ

でございます。さらにMSW、医療ソーシャルワーカーの団体といたしまして、社団法人日本医療社会事業協会というものがござりますが、これは昭和二十八年に発足をいたしておりますが、その当時から医療ソーシャルワーカーを独立したものとこの団体でござるというところ、あるいはこの団体を中心といたしまして、二十年来医療ソーシャルワーカーの資格制度を確立してほしいという要望が続けられておる、そういう経過もあるわけでございます。

○村山(富)委員 対象が違ふ、それからまたまた病院における施設におるかあるいは在宅かということによって違ふ、こういうふうに分けておると思うのです。思うのだけれども、しかし現実には、例えば老健法の改正のときに、さっき言いましたけれども、老健施設なんというものは、やはり福祉と医療が混在して、そして一緒にやらなければいかぬというふうに言われておりますし、それからさっき言いましたように、病院に入院している人が在宅になった場合には、担当者がかわるのかというふうなことも起こり得ますから、私は余り強いて分ける根拠はないのではないかと、思うのですね。この点はひとつ十分検討してもらいたいと思うのですが、もし答弁があれば答弁してください。

○竹中政府委員 最近になりまして、一部に先生のおっしゃいましたような御意見が関係者の中で出つつあるということは聞いております。私もこの医療関係の職種につきましては、新たな医療関係職種の検討のための委員会をつくっております、そこでいろいろ御議論をいただいております。現在までの段階では、この委員会におきましても、医療ソーシャルワーカーは別建てでやるべきであるという御意見でござりますが、なおせつかくの先生のお話でござりますので、この委員会にもそういう先生のお話を報告をして、さらに検討を進めていただきたいと思います。おられます。

○村山(富)委員 十分検討してもらいたいと思う。第一類第七号 社会労働委員会議録第四号 昭和六十二年五月二十一日

のです。

それから、これは社会福祉士の受験資格の問題ですけれども、一定の受験資格、要件があるわけですから、私は、現実には今社会福祉事務所あたりでそれを担当して一生懸命頑張っておる社会福祉士等についても、これはやはり仕事の関係で、専門的なものを勉強したりなんかして一生懸命知識を高めていると思うのです。そういう方々は、学歴という問題ではなくて、一定の経験や資格を積んで、それくらいのものであれば、やはり受験資格くらいは与えていいんじゃないかというふうには思うのですが、もう時間がありませんから、詳しく申しせんけれども、その点に対する見解をお聞かせください。

○小林(功)政府委員 現実には毎日そういう実務をやっておられるわけでありまして、そこはやはり評価はしているつもりでござります。ただ、社会福祉士というのは、一定の専門的知識と同時に専門援助技術、この二つをあわせ持たなければいかぬものだから、実務経験だけで済む受験資格というのとはなかなか困難であろうと思つて、そこで実務経験は、社会福祉士の資格取得の際の経験年数というふうにかウントをいたしまして、その上に短期の一年間の養成施設だけ出ただけでは試験を受けられる、こういうことにしたわけでございまして、それが一番現実的ではないだろうかというふうに思っております。

○村山(富)委員 やはり現状を見ますと、この受験資格を持っている人というのは大体五十歳以上ぐらゐになりますよ、今働いている人は、そうしますと、もう学歴がないばかりに、大学を出ていないばかりに、その仕事に専念して専門職を勉強して一生懸命頑張っているけれども、その資格はない、こうなるんじゃないかと矛盾があるのじゃないか。現状にそぐわないのじゃないか。だから、試験の結果、できなければそれはやむを得ませんよ。しかし受験資格くらいは与えていいんじゃないかと私は思うのです。そしてやはり希望を持って勉強できるようにするような展望を

与えていくというのも一つの行政のあるべき姿じゃないかと思つて、その点はもう答弁は要りませんから、検討しておいてください。

(浜田(卓)委員長代理退席、委員長着席)

それから次に、介護福祉士ですけれども、これは高卒二年の養成で現在の保母と同じような資格を持つことが基本になつておるわけですね。これは私の方から申しますが、現在行われておるホームヘルパーや養母さん等々がこの対象になるのじゃないかと思つたのですが、今働いておるホームヘルパーや養母さんの中から資格のある者が試験を受けて介護福祉士になる。ところが資格がなく受けれない者もある。ですから、現状からすると、今の現場の中にその資格を与えられた人と資格を持たない人が混在することになるわけですね。そうしますと、これは名称独占であつて業務の独占じゃありませんから、これは混在することになりますよ。そうしますと、あの人は資格を持っています、この人は持っていないというので、だんだん待遇が違つてきたり扱いが違つてきたり何かして差が出てくるのじゃないかということをお聞きしている皆さんは、やはり非常に心配しているわけですね。

そこで、現実には介護に携わつておつて何の支障もない、円滑に業務が遂行できている、こういう人については、今までの経験と実態を踏まえて、それなりの資格があるというふうな判断をして、そういう点の配慮をもつと十分していいのではないかと、思うのですね。その点はどうか。

○小林(功)政府委員 先ほどの御提案と共通の問題だと思つて、介護福祉士につきましても、やはり専門的知識と熟練した介護技術という二本が必要だと思つて、したがういまして、実務経験だけで資格を与えようというのとはなかなか困難であらうと思つて、ただ、そういう毎日の実務経験、これは実務経験三年で試験を受けられるという形で法案を作成しているわけでありまして、なお、その試験の内容につきましても、私も

は介護福祉士の性格に照らしまして、やはり実技中心の試験にしたいと思つております。つまり知識偏重型でない、頭でつかでない実技中心の試験をやりたいと思つておりますので、そういう意味では、現場でいろいろ苦労された方は、俗に言へば通りやすいと申しますか、そういうことだと思つてます。

なお、先ほどの御質問にも関連しますが、働きながら資格を取りたいという場合に、確かにやめて学校へ行きなさいというのとは酷な場合があります。その場合には、ほかの例もござりますが、例えば通信教育でありますとかというものが大いに活用して、そういう実際に働いている方の資格取得の道を容易にしたいという気持ちは持っております。

○村山(富)委員 将来は夜間学校やら、それから通信教育やいろいろな完備なかもしれませんけれども、今はやはりまだ少ないわけですから、そんな機会もないんですよ。ですから、今の社会福祉士の受験資格の問題や、あるいは今働いておるホームヘルパーの皆さんや養母の皆さん等々の経験をひとつ尊重していいのではないかと、思つてそれなりに仕事のできる人については、あるいは勉強する人については資格を与えてもいいのではないかと、思うのですね。その点はどうか。

○斎藤国務大臣 この資格を取得していただくいろいろな方法につきましては、今御提案をいたしております法律に定められたとおりでございまして、けれども、今先生がおっしゃいますように、現場におきまして働いておられる方、またそういう中で特に意欲を持って一生懸命やっておられる方、そういう方々ができるだけ希望に応じてこの資格を取れるような柔軟な対応を考えていきたいと思います。おられます。

○村山(富)委員 その点はひとつ十分現状に照らして配慮していく必要があるというふうに思つておりますから、お願いしておきたいと思つております。

それから、もう時間がありませんから、最後にいたしますが、現在ホームヘルパーというのは公的の制度として行われているわけですね。今後シルバー産業でシルバーサービスというものが民間の分野ですと広がっていくというふうに言われているわけですし、そうなると思うのです。この民間がこれから行うであろうシルバー産業が受け持つ分野と公的の制度が受け持つ分野とどういうふうになってまいりますかと、このことを聞きたいと思うわけですが、私は、やはり福祉に対する国や地方公共団体の責任というものが残っていくべきだ、公的の制度というものはあくまでも残していくべきだというふうに思いますが、その点も含めて御答弁をいただきたいと思うのです。

○斎藤国務大臣 これから本格的にいたします長寿社会におきまして、社会福祉に対するニーズというものは非常に多様になってまいっていると思います。そういった多様なニーズに対応するために、民間のシルバーサービスというものが、それなりに大きな位置づけがされてまいるであろうと思うわけでありまして、そういう際に、シルバーサービスというものが、お年寄りの皆様方に安心してそのサービスを受けていただけるような質の高い、また安定したサービスでなければならぬ。そのためには、今からシルバーサービスの健全な育成に力を注いでいかなければならないというふうに考えておりまして、厚生省でいたしましても、一昨年からシルバー・サービス振興指導室というものを設け、また本年三月には関係の企業、団体の皆様方がお集まりをいただきまして、シルバーサービス振興会というものをつくっていただき、厚生省と綿密な連絡、指導ができるように、そういう中で正しい健全な育成を図ってまいろうと考えております。

しかしながら、先生がおっしゃいますように、この民間のシルバーサービスによってすべてが賄えるというのではなく、公的な福祉サービスというものがこれで責任を回避してしまうというのでは毛頭ないわけですし、公的な部門

は公的な部門として、なお充実をいたしてまいらなければならぬと考えております。そういう際には、公的部門といたしましては、必要最低限の部分とか基礎的な部分とか福祉サービスの標準を示すような部分、そういった部分については、公的部門がしっかりと責任を負ってまいらなければならぬと考えておりまして、そういう中で施設福祉また在宅福祉と両方相まって振興いたしてまいりたい、充実をさせてまいりたいと考えております。

○村山(富)委員 具体的に聞きますけれども、民間のシルバーサービスが受け持つ部分と公的の制度が受け持つ部分とは、これからどういうふうにかえられますか。意味わかりますか。

○斎藤国務大臣 具体的にこの場合はこうだということをお聞き申上げにくいわけですが、この部分と公的の部分と、一つのサービスの必要最低限の部分と公的の部分と、基礎的な部分と、そういうような部分が公的なサービスとしてしっかりと受け持つていくということであろうというふうに思っております。

○村山(富)委員 これからいろいろなトラブルが起ころうと、それから事故が起ころうと、なんかした場合に、一体その責任の所在はどこにあるのかとかというような問題もまた起こる可能性があるから、そういう点はもっときちっとやはり整理する必要があるんじゃないかというふうに思うのです。今度の社会福祉士をつくらうと、介護福祉士をつくらうと、そういうものもレベラアップを図っていくという考え方も根底にはあるんじゃないかと思うのです。それはそれでいいと思うのです。

ただ、最近の傾向を見ますと、やはりシルバー産業、シルバーサービスというのは、ある意味からしますと、新しい市場ですから、これが企業金の金もうけに使われたり、または老人福祉が食いつたにせよというふうなことも起こり得るんじゃないか、こういう心配があるわけですが、そう

いう場合に、それをチェックし指導するような機関というものはあるのかないのか、また必要なのか必要でないのか、そういう点についてどういうふうにお考えですか。

○小林(功)政府委員 ただいま大臣もお答えした中に入っていました、シルバーサービス振興会という社団法人をつくらうとあります。そこに関係の企業にお入りいただきまして、もうスタートしておりますけれども、真っ先に手をつけていただきたいのは倫理綱領の作成だということ、既に作業を始めかけております。したがって、この種の分野というものは、余り公で規制するというのはむしろなじまないもので、自主的に規制をするというのが正しい道だろうと思っておりますので、自主的に倫理綱領をつくらうと、いやしくもお年寄りを食いつたようなことのないように、節度を持って運営していくということを今やっております。

それからもう一つは、まさにこの法案でございますが、こういういわゆる専門家を養成して、シルバーサービスにもそういう専門家をいれれば節度ある運営というものができるのではないかと。現にこの法案の中にありますように、信用失墜行為の禁止とか秘密保持とかいう義務規定も入っております。そういった職業倫理も踏まえたところのいわゆるプロがシルバーサービスに大いに進出し、もたらうと、そこで人的な面でもそういうチェックを果たす、これがシルバーサービスに対する我々の基本的な考え方でございます。

○村山(富)委員 例えば社会福祉士や介護福祉士なんかは、民間がほとんどやってくれば、そういう企業から雇われて働くことになるわけですが、だから、それは幾ら言ってみても、やはり経営のあれが、それから、限界があるわけですよ。そこで、シルバーサービス振興会というものがつくられていて聞きましたけれども、そして一応の基準を設けたり、あるいは指導指針をつくらうと、あるいは聞きましたけれども、それから地方でほとんど起こってくる可能性が、した

がつて、それは単に中央でそういう基準を示すだけでなくて、やはり地方にもそういうものに対する指導委員会といったようなものをつくらうと、あるいは何らかの構成でそういうものがチェック、指導できるような機関というものが必要になるのではないかと、このように思いますが、その点はどういうふうにお考えですか。

○斎藤国務大臣 今御説明を申し上げておりますシルバーサービス振興会も全国的なネットワークでございますので、地方にわたっても、そこで決められたいろいろなことが基準として守られてまいるのであるというふうに思っておりますし、同時にまた、今先生が御提案のような、地方におけるもつときめ細かい問題にどう対応していくかということ等についても検討いたしてまいりたいと思っております。

○村山(富)委員 時間が参りましたから、これで終わりますけれども、冒頭に申し上げましたように、国の財政事情もあり、あるいは高齢化の傾向がだんだん進んでいくという状況の中で財政支出もふえていくわけですね。したがって、国の負担を減らして、できるだけ受益者負担の形で転嫁していく、こういう傾向が強まっておりますし、いろいろな意味で公的な責任の分野というものが次から次に後退させられて、それが民間に肩がわりされる。ある意味からしますと、民間の活力とか弾力化という言葉が使われておりますけれども、しかし、全体からすれば、やはり国の責任、公共団体の責任というものが薄れていく、こういうことを心配している向きが多いのです。ですから、そういうことにならないように、やはり福祉というのは、最終的には国や公共団体が責任を持つてやるんだという建前と姿勢だけはしっかりと守つてもらうということが必要ではないかと思っております。そういう観点を守つて、今後精力的に頑張つていただきますように期待いたします。質問を終わります。

○堀内委員長 沼川洋一君。
○沼川委員 まず最初に、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を今の時期に定めた理由について

大臣にお伺いしたいと思います。

聞くとところによりまして、去年の夏、国際社会福祉会議が開催されました、八十六カ国、二千四百人の参加があったそうでございますが、その折、参加者の中から日本の福祉従事者の資格の不備という問題がいろいろ指摘されたということも一つのきっかけとなっている、このようにも聞き及んでおりますが、大臣にまずお伺いしたいと思います。

○斎藤國務大臣 本格化する長寿社会へ向かって大変速いスピードで高齢化が進行いたしておりますが、そういうような状況や、また社会経済情勢の変化、そういう中でお年寄りの介護とか、またお年寄りを中心にいたしました障害者をも含めての福祉ニーズというものは非常に多様になってきておるわけでございます。そういった福祉ニーズに対応し、また要介護老人等に対してどのように対応していくかということは、これから非常に大きな課題でありまされども、まさに福祉を受けられる方々が安心して福祉サービスを受けていただけるような質の高いサービスを提供できるように、そういうマンパワーの養成確保をいたしてまいらなければならぬと思っております。そういう中で福祉の相談や介護に携わる優秀な人材を確保していくというために今回の法案を御提出申し上げたわけでございます。

私も大臣に就任をいたしました、ぜひともこれから長寿社会へ向かっての福祉、また既に御審議をいただきました医療関係職種等の充実、そして将来へ向かってのマンパワーの確保と資質の向上ということ、今制度をつくってきちんと育成をしていかなければならぬときだというふうに考えております、今回の御提出とさせていただきますところでございます。

○沼川委員 日本の場合、特にアメリカ、ヨーロッパに比へますと、こういう資格制度はおくれているわけですが、ヨーロッパやアメリカでは、こういった制度が一般の弁護士とか会計士といった方々と同じような位置づけがなされておる

と聞きますけれども、日本の場合は将来どのような考えでいらっしゃいますか。

○斎藤國務大臣 今回御提出しておりますのは、業務独占ということではなくて、名称独占という形でスタートいたしてまいりたいということでありまして、福祉に携わっていただく方については、より多くのそういった気持ちを持っておられる方々にできるだけ携わっていただくということが大事であるというふうに思っていますので、かえって業務独占にしない方がいいのではないかと、そういう多くの方々の中のリーダー格のような方としてだんだん育てていただくということがいいのではないかと、そういうふうに思っております。

○沼川委員 ここでちょっとお尋ねしておきたいのですけれども、この法案が提案されるまでに、特に労働省とかあるいは家政婦の団体である社団法人全国国民営業紹介事業協会、この辺からいろいろクレームがついたと聞いております。最終的には厚生省が折れたという形でまとまったということですが、できればその辺のいきさつ、また後にしきれが残らないか、あわせてお尋ねしておきたいと思っております。

○小林(功)政府委員 おっしゃいますとおり、法案作成の過程におきまして、労働省あるいは家政婦さんの団体との間でもいろいろ協議をいたしました。その理由と申しますか原因でございまして、現在、在宅で介護を要する御老人がいらっしゃるわけですが、それに対して家政婦さんの一部が現にそういう仕事をなさっている、特に厚生省の方で介護福祉士制度をつくりまして、それとの調整が非常に難しくなるといってかなり時間をかけた調整が行われたわけでございます。結果的には、最終段階では、労働省がこれからおやりになろうとしている介護に関する技能検定に受かった方について、介護福祉士になる道を開くということと決着をしたわけでございます。もちろんその場合でも、労働省のおやりになる技能検定制度というものは、厚生大臣が行う介護福祉士試験と同じ内容、同じレベルであるという前提、これは労働

大臣から厚生大臣に協議をしてもらいまして、厚生大臣の目から見て判断をいたしますけれども、同じものであると認定した場合には、家政婦さんでも、技能検定を受ければ、直ちに介護福祉士になれる、そういう道を開くことによって調整がついたわけでございます。

○沼川委員 ですから、今回厚生大臣所管の資格試験と、もう一つは労働省の技能検定試験、こういう形で介護福祉士の制度ができるわけですね。ちよつと必配をしますのがレベルの問題で、厚生省、労働省というふうに二つに分けておやりになりますけれども、同程度にきちつとしたものがつくられていくのかどうか、この辺いかがでしようか。

○小林(功)政府委員 先ほどもちよつと触れましたけれども、あくまで介護に関する技能検定で介護福祉士に乗り移れるというケースにつきましては、内容を十分チェックした上で決めたいと思っております。法律の中にもありますけれども、労働大臣から厚生大臣に受験資格、受験内容等について協議がなされるということになっております。法律の三十九条五号であります、この協議を通じて、介護福祉士試験と労働省がおやりになる介護に関する技能検定との内容、レベル、これを十分チェックした上で、同一であると判断した場合に限ってこういうことを行うということにしておりますので、その点は御心配ないと思っております。

○沼川委員 さらにお尋ねしておきたいと思っておりますけれども、厚生省で考えていらつしやうした法案というのは、先ほども大臣からお聞きしましたが、身分保障がなかったこの福祉専門職に資格を与えて資質の向上と社会的信用を得るということが一つのねらいであるかと思つております。そこで、最終的に厚生省が労働省に歩み寄つたような形で調整ができたということは結構だと思つております。どうも最初厚生省がねらいとしていたものがちよつと変節した形ででき上がったような感じを持つのです、いかがでしようか。

○小林(功)政府委員 確かに当初私どもが考えていましたのは、教育課程を経ていくルートと実務経験でいくルートと二つでございまして、しかし、確かに家政婦さんの一部が在宅の分野で活躍しておられるという現実も無視できませんので、あくまでそれは介護福祉士試験と技能検定が同一レベルあるいは同一内容という前提でありますけれども、そうであれば、現実論としても一回やり直してやることもないであらう、そうすると、第三の道を開くというの合理的な理由があるのかなという気持ちで、もう一つ道をつけたというのが事実でございます。

○沼川委員 時間がないので、次に行きたいと思つております。

高齢化社会で、特にこれから二十一世紀に向かって超高齢化社会、こう言われておりますけれども、現在把握していらつしやうところの寝たきり老人は何名いらつしやうのか、また身障者の方は何名いらつしやうのか、よかつたらあわせて数を教えてくださいます。

○小林(功)政府委員 まず寝たきり老人でございますが、現在寝たきり老人等の要介護老人は約六十万名でございます。内訳を申しますと、在宅の者は約二十三万人、特別養護老人ホームに入所している方が約十二万人、長期入院患者が約二十五万人でございます。それから、身障者につきましては、百九十七万人でございます。

○沼川委員 今在宅が二十三万人とおっしゃったけれども、数は大丈夫ですか。たしか私の記憶では二十七万ぐらいいらつしやうたんじゃないかと思つておりますけれども、次、聞きますので、後で結構です。

この社会福祉士、介護福祉士の養成計画はどのようにお考えになつておられるのかお聞かせください。

○小林(功)政府委員 養成計画と申しましても、これはあくまで名称独占制度でございますので、業

務独占の場合には資格を取らないと業務ができせんので、非常にはつきりしたとかきちつとした養成計画が要るのですが、社会福祉士あるいは介護福祉士の場合には、名称独占でありますので、資格を取らなくても仕事に従事する方はいらっしゃるわけでありまして、そういう意味でちよつと質が違っているということを前提にお聞きをいただきたいと思ひます。

そこで、実はこれにつきましては、中央社会福祉審議会等の合同企画分科会において検討していただいたのですが、そのときにその分科会で、将来において民間部門で就業する両福祉士の必要最小限度の数を推計するというところで作業していただきました。それによりまして、これは幾つかの仮定を置きまして、かなり大ざっぱな推計をしたわけでありまして、昭和七十五年度において必要な社会福祉士の数は一万三千人、これは六十三年度からいいますと、毎年千人程度で一万三千人になるわけでございます。それから介護福祉士の方は、やはり同じ昭和七十五年度において一万八千人程度、これは一年に直しますと千四百人程度ということでございます。

こういう推計をいただいたわけでありまして、その後、政府部内においていろいろ調整いたしまして、法案をつけた段階で、公的部門の従事者のほかに、先ほどお話が出ました技能検定合格者なども出てまいりますので、この一万三千とかあるいは一万八千人程度というのをかなり上回る資格取得者が出るであろうと推測をしております。全体のレベルアップになるわけでありまして、これは最低限でありますから、これ以上出ることにはむしろ望ましいことであると思っております。

○沼川委員 社会福祉士の場合が七十五年を目途に一万三千、介護の方が一万八千、年間にすれば千、千四百ということですが、先ほどもちよつと寝たきり老人の数、そういうことをお聞きしましたのですけれども、やはりこれは厚生省のデータでございますと、昭和七十五年には寝たきりが百五万人と言われているのです。これは相当の数

です。そういった寝たきりのお年寄りがふえるということ考えた場合に、こういう数で果たして十分なのかどうか、ちよつと心配します。

さらに、もう一つお聞きしておきたいのですが、将来施設最低基準並びに職員の配置基準に配置規定として導入が予測されると思うのです。私もそう思いますが、これはいかがでしょうか。その際、介護者の確保が非常に困難になってまいりまして、そういう面から見ても、今の養成計画で果たして十分なのかお尋ねしたいと思ひます。

○小林功政府委員 先ほど申しましたように、社会福祉士、介護福祉士は全体の従事者の中の一部でございます。一部の資格取得者であります。実際に仕事をなさるのには、こういう方のほかにもつとそ野が非常に広いわけでありまして、ヘルパーとか寮母さんとかいう方は資格がなくてもやれる。あるいはボランティアまで含めれば相当な数であります。ですから、この両福祉士だけで相談、援助あるいは介護をやるわけではございませんので、すそ野を入れれば十分に対応できると思ひます。

それから、最低基準あるいは必置基準を設けるかという点でございますが、それは考えておりません。

○沼川委員 さらに、こういった資格者ができまして、現場で今までやっていらつしやつたボランティアあるいは寮母、保母さん、ほかにもたくさんいらつしやると思ひますが、位置づけができませんと、資格者と無資格者の間でいろいろ問題が起ころのじやないか、その辺をどうするのかちよつと心配するわけですが、どうお考えになっておりますか。

○小林功政府委員 ボランティアの皆さんとかあるいは資格を取得しない普通の寮母さん、ヘルパーさんという方がいらつしやつて、全体で福祉を支えていただくわけでありまして、先ほどちよつと大臣も触れましたように、その中で一定の知識、技術を持った方について社会福祉士あるいは介護福祉士の資格を与えるわけでございます

から、そういった意味では、そういった方たちは、その分野のリーダーとしてチームを組んで協力し合いながらやっていただくということで、摩擦は避けるような工夫はしてみたいと思っております。

○沼川委員 この問題に関連してぜひお尋ねしておきたいと思ひますが、厚生省では、このところ何年かにわたつて盛んにおつしやつておられるが、これからはいわば施設中心の福祉じやなくて在宅中心だ。在宅について相当力を入れていらつしやるようですが、私の知る限り、かけ声は確かに聞かえてきますけれども、在宅介護という面で、まだまだ予算の面でもいろいろな施策の面でも非常におくれでおるし、これはやはり早急に対応すべき問題じやないかと思ひますが、大臣の御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 おつしやいますように、施設福祉も大事でありまして、これもこれとして充実をさしてまいらなければなりません。同時に、どちらかといえば、これまで立ちおくれしておりましたといひましようか、余りに施設中心になっていった傾向のあります福祉政策全体を在宅福祉にアクセントを置き、重点を置いてやってまいらう、こういうことでございます。そういう観点から、例えば本年の予算等につきましても、家庭奉仕員の相当な拡充をいたしたり、まだデイサービスとかショートステイというもののにつきましても非常に大幅な拡充をいたして、この在宅サービスへの充実を図つてまいつておるところでございます。特にまた本年は新しい事業をいたしまして、お年寄りの総合相談センターを設けて、より一層こういった在宅福祉が活用されるように心いたしておるところでございます。

○沼川委員 これは厚生省の高齢者対策企画推進本部の報告の中にも一つの柱としてうたわれておるわけでございますが、結局問題は、今日の在宅の現状を見ますと、福祉の分野だけで解決できない問題が明らかにございます。したがつて、保健、医療、福祉、この三つの連携がとれた中で在宅

福祉、こういう体制を現場で一日も早く整えなければならぬ。これは把握も十分にされていないと思ひますし、対応もまだまだ不十分だ、私はこのように思つております。しかも、御承知のように、行政は国も地方も縦割りで、医療は医療の分野だけ、福祉は福祉の分野だけ、保健は保健というようにばらばらに対応されておる。こういう体制は私も何回か問題にしたわけでございますけれども、いつそういう体制がで上がるのか非常に心配いたしますし、そういう連携機能といひますか、そういうのができるような機構をつくるなり体制を整えるなり、そういうことが今非常に大事じやなからうかと思つております。

そこで、これも前に大臣にお聞きしたと思ひますが、たしか私も御答弁いただいた記憶がございますが、この高齢者対策企画推進本部の報告の中にも「保健・医療・福祉のサービスの保障」ということで、今私が申し上げましたような、要するに在宅サービスを進める場合には、「福祉・保健・医療の連携を図り、市町村に一元化する体制」の確立が必要だ、しかもそれにまた民間活力を導入していく、そういう方向がうたわれております。さらにもつと具体的にそういう調整機能をする機関がなければならぬので、恐らくそういう意味で厚生省ではこれを打ち出されたと思ひますが、サービス調整委員会、こういうものを設置する、そこを一つの窓口にして地域の実態を把握する、その上で保健・医療・福祉の連携のとれたサービスをやっていく、これは非常な目的を射た指摘であると思ひますが、いつまでたつても絵にかいたもちじや困るわけですね。この点についてどのようなお考えになっておりますか。

○斎藤國務大臣 全く先生がおつしやるとおりでございます。福祉サービスといひましても、保健、医療各分野が有機的に結合し、連携を持ってサービスが行われていかなければなりません。そこで、本年度、昭和六十二年の新しい予算をいたしまして、各都道府県また全市町村にわたります、そういう分野を担当される方々が調整会

議を持てるような予算措置をいたしまして、そしてそういう各分野の方々が常にその場においていろいろ調整をし、そして施策の推進を図っていたら、こういうことをこじの予算で計上させていただいておるところであります。

また、厚生省が昨年出しました昭和六十一年の厚生白書におきましても、福祉サービスというのが保健・医療・福祉という三位一体の中で進んでいくということを強く考え、そのためには、今後そういったものを総称して、社会サービスというように呼び方に変えていってはどうだろうかというように提言もいたしております。

そのような考え方に立ちまして、あらゆる施策を今後遂行するに当たって、そういうことを念頭に十分置いてやってまいりたいと思っております。

(委員長退席、丹羽(雄)委員長代理着席)
○沼川委員 各都道府県に調整会議が持てるような予算措置をされたということですが、これはただ単なる事務費程度ぐらいいなものじゃないですか。この中でいいことはたくさんあるのですが、特にさつきから私が申し上げているこの項目、これからの在宅福祉を進める上には、これはもっと大きく取り上げて、予算もしっかり組んで対応すべき問題じゃないかと思うのです。ただ単なる市町村の問題として、事務費程度の予算を組んで、地元でやりなさいというふうなものじゃないかと思うのです。もっと厚生省が音頭をとって、きちっとした体制を整えることができるような取り組みをしなれば、例えば地方には福祉事務所があります、保健所があります。これの連携がばらばらです。同じ県庁なら県庁内、市役所なら市役所内の医療と福祉という部門の連携もとれているように実際はございません。一番現場で大変なのは、そういう寝たきりのお年寄りを抱えている、福祉、いわばサービスを求めている方々にとってみれば、福祉事務所に行けば、今度は保健所に回される。そういう連携のないところで非常にそういうむだも多いと思うのです。ですから、これは

ただ単なる事務費とか、そういう形でやりなさいというふうな一片の行政指導じゃなくて、ひとつ大臣の任期中にぜひそういう体制をおつくりいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○斎藤国務大臣 まず本年度は、先ほど申し上げたようなことで、それを具体化することとして進めさせていただきます。ただ、おっしゃる通り、おっしゃいますように、すべての政策と言っても過言でないかもしれませんが、今後の政策を推進する場合において、そういったことを常に念頭に置いて総合的に進めてまいりたいと思っております。

○沼川委員 もうちょっと時間がありますので、先ほど民間の産業等の問題がいろいろと質問されておりました。確かにシルバー産業、こういうのがございまして、あるいは地元でいろいろと活動なさっておるようございします。そこで厚生省の厚生白書の今後の福祉に対する取り組みの考え方として、これが大きな柱であろうと私は思うのですが、まず自助努力、これは当然のことだと思っております。それから連帯、全体の助け合い、それから民間活力の導入、こういう方向をうたっているわけですね。ですから、民間が受け持つ分野と公的な分野と、これは現場になってきますと非常に混乱するし、何らかの対応は必要じゃないかと私も思いますが、こういう部門については、大臣、どのようにお考えになりますか。

○斎藤国務大臣 これからの非常に多様化する福祉に対するニーズにこたえていくためには、民間のサービスというものを健全に育成していくかなければならないと考えております。しかしながら、その民間サービスが公的サービスに取ってかわるということではなくて、公的サービスは公的サービスとして必要な部分をしっかりと支えていかなければならないと思っております。

先ほど申し上げましたように、公的部門は、その必要最低限の部分とか基礎的な部分、また一定の基準を示すような部分ということにおいてしっかりとやってまいります。その上に積み上がってくる、言うならばバラエティーに富んだ部分、多

様化するニーズにこたえていける部分等については民間が担当していくというふうな姿で発展をしていけば大変いいのではないかと考えております。

○沼川委員 確かにこういう民間の協力というのは必要だと思えます。私も反対じゃございません。確かに中には高いサービスが得られるならば、お金を出したっていいという方も現にいらつしやいますし、民間と公的部門がうまくかみ合って推進されていくということは結構なことだと思います。

そういう意味も含めまして、先ほど私が申し上げた連絡調整会議みたいな機関が市町村単位ぐらにあって、そこに今度は民間も含めた中での調整を考えていく。こういうことによつて、その辺の公的部門と民間部門の調整も図られ、効率の高いサービスができるのじゃないか、このように思っていますので、大分私も先ほどの機関については何回か大臣に御質問しておりますし、ここにもうたつてあるわけございします。ぜひひとつそういう方向が一日も早く実現しますことをさらにお願いを申し上げます。時間が来ましたので、終わりたいと思ひます。

○丹羽(雄)委員長代理 田中慶秋君。
○田中(慶)委員 私は、民社党の立場で、今回御提案になっております社会福祉士あるいはまた介護福祉士等の法案の問題について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高齢化社会が進行する中で、お年寄りの介護体制を整備することが極めて重要であり、今回の法案は、こうしたお年寄りを介護する意味でも、あるいはまたしよという人たちに對する大きな刺激を与える意味でも、評価をしたい、こんなふうに思っております。

しかし、せっかく制度をつくるのですから、その制度が有効で、かつまた機能的な形で運用をしなればいけないであろう。大体いつもこういう法案というのは、仏つくって魂入れずという日本のことわざにもあるように、こういうことが特に多いわけでありまして、これからはぜひこの

法案の趣旨というものを十二分に生かされるように、冒頭をお願いしたいと思います。

そこで、まずお伺いしたいのは、寝たきり老人あるいはまた痴呆症老人がふえるに従つて、収容施設が不足していることが現実に出ているわけでありまして、また在宅サービスを充実させていかなければいけないという状況が生まれる中で、この要介護老人の将来の推計というものが当然されていらつしやると思ひます。そういう点では、例えば施設の必要数、あるいはまた施設は、これからの要介護の中で何%ぐらいされているのかという見通しは既にお持ちだと思ひますが、これらについてちよつとお伺いしたいと思います。

○小林(功)政府委員 要介護老人は現在約六十万人でございします。それが昭和七十五年には約百万人になると見込まれております。家庭での介護が困難な老人につきましては、特別養護老人ホーム等の施設福祉対策を進めることが大変重要であるという認識を持っております。そういった意味で、特養につきましては、社会施設の中でも特に重点的に整備を進めてきておりまして、ここ数年の実績を見ますと、年間約百二十カ所、定員で約八千人のペースで整備を進めてまいりました。その結果、昭和六十年十月現在で申しますと約千六百カ所、定員で約十二万人でございします。また老人保健施設につきましては、その試行的実施のために、ことしの二月に全国七カ所の施設をモデル施設として指定したところでございします。

そこで、将来的な問題でございしますが、将来的な整備目標といたしましては、昭和七十五年において、特養については二十四万床、老人保健施設につきましては二十六万ないし三十万床としております。したがって、両方合わせますと五十万ないし五十四万というところでありますから、大体全体の約半数に当たるものをこれに入所させるという推計並びに計画をしております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、今中間施設なりあるいはまた特養の施設の問題、現実には不足していることは間違いないのです。そういう中

でこれからの整備計画を今打ち出されている。将来約半分だと言われている。ところが今現実にくるうとしても、なかなか特養施設なりあるいは今パイロット的に中間施設を指定したといつても、現実にはそれぞれの地域で、例えば介護を必要とされる人たちが何人いるからここにパイロット的にこの施設をつくろう、こういう基礎データそのものに基づいてやられていない、こういうふうにも思ふのです。だから、そういうことを含めて、特養の場合においても、必要であるということとは認め、整備をしようということもよくわかりますけれども、現実には整備をし、自分たちで特養施設をつくろうといつても、例えば福祉法人化するために大体一年から一年半かかる。これではやはり先ほど言った、せっかくこの土法案が通つても、現実にはこういう施設の整備というのは本当におくれていると思ひます。中間施設の問題もそうです。はつきり指摘されているのは、一年から一年半法人をつくるのにかかる。こういう点をどう思ひますか。

○小林(功政府委員) 具体的な事例を私、存じ上げませんので、どういう事情かわかりませんが、社会福祉法人をつくり出す場合には、財政的基盤でありまうとか人的要素あるいは将来の計画、こういったものがやはりしっかりしたものでないといけませんので、そこら辺がしっかりしていれば、そんなに先生おっしゃる様に長くかかることはないと思ふのですが、よくありますのは、中身が余り詰まらぬうちに見える。最初の計画、スタートから見るとかなり時間がかかるけれども、役所の方へ出してからはそうからぬというケースが多いように私は聞いておりますけれども、具体的に事例がわかりませんので、ちょっと申し上げかねます。

○田中(慶)委員 ですから、あなたたちは今度の法律をつくつても同じことが言えるわけです。いいですか。機能的に発揮してもらいたい、いろいろなことを言つても、一つの法人を取るのに現実には手がけて少なくとも一年半かかってやつとお

りる、こういう現実論。財政的な問題、企画の問題、いろいろなことすべてこういうことがありまう。でも、それをすべてクリアしても、そういう状態が現実にあるわけですから、そういう点ではせっかく今度の法律をつくつても、これから機能的に発揮をしていただくというのをまず望んでおきますし、もつとあなたたちが、これから整備計画をされているものを推進する意味でも、例えば中間施設の問題あるいは特養の問題も、こういうことを含めて、その前提となるものに法人化する問題があるにしても、こういうことをもつと簡素化できるようにやつていかなければいけないのじゃないか、こんなふうに思ひますので、大臣、これは本当に積極的にそういう弊害というものを取り除いてやつていただきたい。これは要望しておきます。

そこで、実はこの施設が現実には不足しておりますし、在宅の問題も含めて考えても、在宅の人たちも、例えばそれぞれのデイスサービスが必要であるとか、あるいはまた短期的な保護の問題等々を考えたときに、地域の問題として、施設と地域あるいはまたそういう問題を含めて、もつと積極的に開放してやつてほしい。

限られた時間ですから、そういう点、今問題点をそれぞれ指摘をしておきますから、後でまとめて答弁をいただきたいと思ひます。

また、せっかく今度の介護士なり福祉士ができて、やはり要は地域にバランスよくこういうものが配置といひますか、その制度上の問題もあるし、先ほど言われておりますけれども、福祉事務所なり保健所なり等々含めて、こういう有資格者をバランスよく配置をするようにぜひ心がけていただきたい指導していただきたい、こういうふうにおもひます。

特に、私が一番懸念するのは、せっかくこういう制度ができた、ところが今までボランティアをやつていた人たちがそれによって疎外になることも心配されているわけでありまう。ですから、疎外にならないように、ボランティアの振興、そ

いう意欲等々について疎外にならないようにぜひ配慮も必要であらう、こんなふうに考えております。

こういう点を含めて、私は例えばこれからの介護士等の問題については、現実問題として、現場に役立つ地位や技術、あるいはまたそれだけではなくして、現実には地域との関連等々を含めて、この資格制度の問題もちゃんとそういう点についての配慮もぜひこれから必要であらう、こんなふうにも思ひます。ですから、こういう法案ができ、資格制度ができると、極端なことを言えば学科試験を中心として、最終的には資格制度というものはどうしてもそちらの方に偏重しがちでありますから——この制度がしているという意味ではないのですよ、偏重しがちでありますから、どうしてもそういう点は、こういう問題についての配慮といひのが必要であらう。特に厚生省は、この上部機関ですから、末端でそういう人たちの扱いを現実にするわけじゃありませんから、それは市町村なりあるいは福祉事務所なり保健所なりといひものが、特にこの立法の精神なり生い立ちをちゃんと踏まえて徹底していただかないと、先ほど申し上げた機能的な役割なり運営上のいろいろな問題が出てくるであらう、こういうことを含めて懸念をされている問題がありまうので、これは厚生省と最後に大臣からの見解をお伺ひしたいと思ひます。

○小林(功政府委員) 幾つか御質問、御提案がございました。まず、資格を取つた方が全国まんべんなく要所に配置される、これはおっしゃるとおりでございます。そういう必要がございますので、地方公共団体あるいは関係団体と十分協議いたしまして、なるべくそうなるように努力したいと思ひます。その前に、また資格試験なんか各地で十分受けられなければいけませんから、そういった試験会場の話とかを含めまして、全国まんべんなく、そういう意味の努力は続けたいと思ひます。それから、ボランティアのこともおっしゃいま

した。ボランティアにつきましては、まさにボランティアの方たちにもこれからの大いに活躍していただきたいという気持ちがありまうたものですから、いわゆる業務独占じやなくて名称独占にしたわけでありまう。つまり資格を持った方は一定数おられますけれども、すそ野は非常に広いわけでありまうから、全体で福祉を支えていただく、こういう姿勢でやつていきたいと思います。

それからもう一点、御質問ございました実技中心ということ。これは私は全く同感でございます。特にこういう技術が重視される分野の人でありますから、頭脳偏重と申しますか、俗に言へば頭でっかちなそういう士をつくるというのは好ましくありません。あくまで実地に即した実技中心の教育あるいは試験というものを考えてまいりたい、このように考えております。

○斎藤(國務大臣) この法律を御成立いただきまして以降、この資格制度を運用していくについて、先生から非常にきめ細かい御指摘をいただきました。それぞれもつともなことだと考えておりますが、今の御指摘を十分念頭に置いて、この資格制度が将来の福祉社会におけるマンパワーのしっかりした確保、資質の向上、そしてそれがひいては社会福祉政策の向上につながっていくように十分努力をいたしてまいらる覚悟でございます。

○田中(慶)委員 最後になりましたけれども、私は制度や資格といひものは余りない方がいひののだと思ひます。幅広く地域の福祉といひものに対してボランティアの人たちを含めてそういう気持ちが一番必要であらう。ですから、先ほど小林さんから御答弁があったように、ボランティアの人たちにもすそ野を広くする意味で、例えばいづれこの制度が邪魔にならないようにぜひしてもらいたいのです。せっかくそういう気持ちがあつても、その資格がなかったり、制度上いろいろな問題があつて、ボランティアの気持ちや阻害したり参加ができないような塀は絶対につくらないでほしい、これだけはぜひ、土法案といひのはどうしてもしようことが心配される可能性が至るところ

に出てくるわけでありまして、そういうことのないように、今大臣がおっしゃられた初心というものを忘れないで、この立法化された以降、そういう精神でやっていただきたいということを重ねて要望して、時間が参りましたので、私の質問を終わります。ありがとうございます。

ばなりません。このような事態を二度と引き起こさないことを委員長に強く要求しております。さて、次の質問に入りますが、資格制度というものは、労働者の社会的身分の向上と任用、賃金、労働条件などの基礎となるべきもので、それがとりもなおさず利用者、対象者の処遇水準を安定的に向上させることにつながります。ところが、この福祉士の資格は、我が国でほとんど例がないような肩書きだけの名称独占なるもので、労働条件、賃金とは結びつかず、予算の裏づけも全くないものになってしまっています。これではこの資格制度の効用性は極端に薄いものになりかねないという危惧があります。この点を今後十分に考慮されたいと思います。

○田中(美)委員 初めに一言申し上げておきたいと思ひます。

社会福祉の従事者が専門職として位置づけられることは、各方面からの大きな要求でした。しかし、なかなか具体的な話にならず、一時は放置されているのではないかとというような疑いさえ持たれている状態だったわけです。ところが突如社会福祉士及び介護福祉士法案が二月に発表されまして、中央社会福祉審議会など三審議会の意見具申が三月二十三日に提出されました。そのため各関係者の間で検討や論議が十分にされる時間がなく、まさに唐突に、まさに突然といった感じで、この法案が四月二十八日に国会に提出されました。それだけに、社会労働委員会の議員でさえ認識が浅いのではないかと私は思われます。せめてこの社会労働委員会でも十分な審議がなされることを期待しておりました。

第二点は、社会福祉従事者の急激な増大、分野の広がりと、その実績の積み重ねによって社会的認知が一定の前進を見ました。それだけに彼らに対する期待もニーズも急速に高まってきております。社会福祉従事者は大きな使命感と確固とした信念と誇りを持って働いております。しかし、この法案から見ると、社会福祉士とは一体何をやる人ぞという疑問が出てきています。これは社会福祉士の社会的地位が低いレベルに定着されるのではないかと不安と、このところよく聞いておいていただきたいと思うのです。そういう不安と、専門職としてのあいまいさから出てくる疑問だと私は思います。だからこそこの委員会でも十分に審議をしたかったわけです。それだけに養成機関、試験実施機関のあり方がその点で大変重要となります。養成校や福祉関係者の意見を尊重して、この点を今後とも改善するように努力していただきたいと思ひます。

とところが共産党・革新共同を除く野党と自民党の国対委員長会談で、わずか二週間足らずの間に数十本の法案を一括して審議することが決まりました。この社労委員会では、この福祉士法案も含めて十二月の法案が五月の十四日、十五日、きよの二十一日、この三日間でまさに一週千里ろくな審議もなく、問題点も明らかにされないままに成立することになりました。売上税法が廃案になるからといって、他の法案をおろそかにしているという理由は全くありません。特にこの福祉士法案は、新規立法であるにもかかわらず、きよの一日、わずか総審議時間一時間半、共産党・革新共同に与えられた質疑時間はわずか十二分です。これでは国会議員としての責務を果たすこともできず、議会制民主主義の形骸化と言わね

三つの点は、養成機関や試験実施機関などが今後の省令に任ざれており、臨教審路線が取り込まれ、教育の産業化の流れに結びつく危険性を私は感じております。社会福祉士は主として人間を扱う仕事であり、高度な広範な知識、見識、さらに人権を何よりもととぶ姿勢が要求され、全面発達したすぐれた人格と教養が求められる仕事です。

安直にだれにでもできるというものではありません。この点を十分に考えていただきたいと思うのです。その意味からしても、養成校や試験実施において、最低福祉系四大卒のレベルを基礎に、決してそれを下回ってはならない、レベルダウンにならないという配慮が必要で、将来に禍根を残さない法案であってほしいというふうに思ひます。ただし、経過措置として、今まで長年経験を積んできたベテランの方たちがたくさんいるわけですから、こういう方々に特別の配慮が必要であるということも言うまでもありません。

任をさせていただき、私の仕事としてぜひ決断をさせていただき、この制度を確立したい、こういう気持ちで関係者の皆様方にも御相談をいたしてまいりました。幸い関係者の皆様方の御賛同もいただき、また各会派の御賛成もいただいたので、今回審議をしていただいておりますことになりました。これは、皆様方が今後将来の福祉の向上に向かってマンパワーの確保と養成、資質の向上ということが非常にその基礎的な部分として大事であるということで御理解をいただいたことだとありがたく感謝をいたしております。ありがとうございます。

四つの点、これが最後になりますが、福祉士がシルバーサービス産業のニーズに合わせて運用されることになりまして、本来の福祉の理念を営利を目的とするシルバー産業に埋没させる危険性がでてきます。憲法二十五条では「すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を明記しております。このことに照らして、福祉産業の進出の際で、公的福祉の後退は絶対に許せないものだと思います。社会福祉事務所の責務をさらに拡大し、その機能の強化を急速に進めることが最大限に求められている時代になっていることを大臣は肝に銘じて、一層努力をしていただきたいと思うわけです。

先生からいろいろ御意見やら御提言がたくさんございました。中に同意させていただくものもございました。なかなか意見を異にするものもございました。先生が、先生の御意見をよく検討させていただいて、これからの制度の運用に努めてまいり、そして将来の福祉がしっかりとした分厚いものになってまいるように努力をいたしてまいり覚悟でございます。

○田中(美)委員 最後にもう一つ質問いたします。いわゆるMSWの名称で呼ばれてきました病院におけるソーシャルワーカーは、メデイカルというよりホスピタル・ソーシャル・ワーカーというべきではないかと私は思うわけです。ですから、今回の社会福祉士の範疇に入るべきだと私は思います。今後、相談援助の実務従事者などの意見などを十分にお聞きになりまして、いわゆる現在MSWと言っているものは、社会福祉士の一部門であるように位置づけるべきだという意見があるというのを参考に検討していただきたいというふうに思ひますが、この点についての御意見を聞かせてください。

○斎藤國務大臣 MSW、すなわち医療ソーシャルワーカーにつきましては、その法制化を急ぐために、その業務の範囲とかまた養成課程のあり方等について関係者の皆様方と今寄り寄り協議をさせていただいておるところでございます。できるだけ速やかに協議を調わせていただきて、早期に国会へ提出をさせていただきたいと考えて

○斎藤國務大臣 今回御審議をいただいております社会福祉士、介護福祉士の法案につきましては、提案の理由でも御説明を申し上げ、また先ほど来御審議の中でもその目的等について申し上げておるのとおりでございます。こういった制度がぜひつくらなければならないということ、大変長い間の懸案になりつつも、なかなか実現を見ないでまいったわけでございます。しかしながら、いつの日か将来に備えて決断をしなければならぬ問題であろうということで、今回私が大臣に就

○斎藤國務大臣 MSW、すなわち医療ソーシャルワーカーにつきましては、その法制化を急ぐために、その業務の範囲とかまた養成課程のあり方等について関係者の皆様方と今寄り寄り協議をさせていただいておるところでございます。できるだけ速やかに協議を調わせていただきて、早期に国会へ提出をさせていただきたいと考えて

おります。

○田中(美)委員 質問を終わります。

○堀内委員長 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

○堀内委員長 これより両案を討論に付するのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○堀内委員長 この際、本案に対し、長野祐也君外四名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。長野祐也君。

○長野委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

社会福祉士及び介護福祉士法案に対する附帯決議(案)

政府は、社会福祉士及び介護福祉士の社会的

地位の向上に配慮するとともに、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 在宅福祉施策について、ホームヘルパーの増員、デイ・サービスセンター等施設の整備等の一層の推進を図ること。

二 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、相談援助あるいは介護の実務従事者の経験を尊重するよう十分配慮すること。

三 社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成に当たっては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。また、相談援助、介護それぞれの業務の性格にかんがみ、養成課程において実習の機会を確保するよう配慮すること。

四 社会福祉士・介護福祉士の養成施設の指定に当たっては、全国的にバランスのとれた配置となるよう十分配慮すること。

五 福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健師・看護婦との連携等両福祉士とこれらの各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。また、社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするるとともに、福祉事務所の機能を充実すること。

六 介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配慮すること。

七 民間部門において現われ始めているいわゆるシルバーサービスについては、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤厚生大臣。

○斎藤国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○堀内委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思惟しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○堀内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○堀内委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前十時三十分理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律

第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師又は

は外国歯科医師が医業又は歯科医業を行うことができるように、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条の特例等を定めるものとする。

〔定義〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国医師 外国において医師に相当する資格を有する者をいう。

二 外国歯科医師 外国において歯科医師に相当する資格を有する者をいう。

三 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師又は外国歯科医師が厚生大臣の指定する病院において臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の実地の指導監督の下に医業又は歯科医業(政令で定めるものを除く。以下同じ。)を行うことをいう。

四 臨床修練外国医師 次条第一項の許可を受けた外国医師をいう。

五 臨床修練外国歯科医師 次条第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。

六 臨床修練指導医 第八条の認定を受けた医師をいう。

七 臨床修練指導歯科医 第八条の認定を受けた歯科医師をいう。

(臨床修練の許可)

第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

2 厚生大臣は、前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学していること。

二 医業又は歯科医業を行うのに必要な医学又

は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験を有すること。

四 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。

五 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

三 厚生大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。

一 医師法第三条又は歯科医師法第三条に規定する者

二 医師法第七条第二項に規定する医業の停止の命令又は歯科医師法第七条第二項に規定する歯科医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業又は歯科医業を行うことができない者

三 禁治産者又は準禁治産者と外国の法令上同様に取り扱われている者

四 厚生大臣は、許可を受けようとする者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。

一 医師法第四条各号又は歯科医師法第四条各号に掲げる者

二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

五 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超えない範囲内において厚生大臣が定める期間とする。

六 許可には、条件を付し、及びこれを変更することができ。

七 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

八 許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可証の交付等)

四 厚生大臣は、外国医師又は外国歯科医師に対し許可をしたときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付するものとする。

五 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行うときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

五 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国医師又は外国歯科医師でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消し)

六 厚生大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

二 厚生大臣は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第三条第二項第一号又は第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第三条第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。

三 第三条第六項の規定による条件に違反したとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(許可証の返納)

七 許可を受けた者は、その許可の効力が失われたときは、五日以内に、臨床修練許可証を厚生大臣に返納しなければならない。

(臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医の認定)

八 厚生大臣は、その申請に基づき、医師又は

は歯科医師であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医として認定する。

一 医学又は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること。

二 臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に第三条第二項第四号の厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。

三 臨床修練の指導監督について熱意と識見を有すること。

(職務及び責務)

九 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督するものとし、その指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

(認定の取消し)

十 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。

一 医師又は歯科医師でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項の規定による医業の停止又は歯科医師法第七条第二項の規定による歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

十一 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。

二 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が前項において準用する医師法第二十四条第一項又は

歯科医師法第二十三条第一項の規定により記載した診療録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(秘密を守る義務)

十二 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師でなくなつた後においても、同様とする。

(保健婦助産婦看護婦法の特例)

十三 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十条の規定の適用については、同条中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

二 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

(診療放射線技師法の特例)

十四 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行う場合には、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第二十四条の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する業務を行うことができる。

(歯科技工法の特例)

十五 臨床修練外国歯科医師が臨床修練において患者のために自ら行う歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第一項本文に規定する行為は、同項ただし書に規定する行為とみなす。

(医療関係者審議会)

第十六条 厚生大臣は、第二号第三号の規定による指定を行い、許可若しくは許可の取消しを行い、又は第八号の規定による認定若しくは第十号第二項の規定による認定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

(法務大臣との協議)

第十七条 厚生大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第三号第二項第一号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。

(聴聞)

第十八条 厚生大臣は、第六号又は第十号第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第十九条 第十二号の規定に違反して人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十条 第十一号第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十一号第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十五号の次に次の一号を加える。
三十五の二 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭

和六十二年法律第 号)を施行すること。

第六号第二十九号の次に次の一号を加える。
二十九の二 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の規定に基づき、臨床修練を許可し、及びその許可を取り消し、並びに臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医師の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。

第七号第四項中「並びに医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修」を削り、「調査審議するほか」を「調査審議し、並びに医師法その他の法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか」に改める。

理由

医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入学した外国医師又は外国歯科医師がその目的を十分に達成することができるよう、医師法及び歯科医師法の特例等を設け、医師又は歯科医師による実地の指導監督の下に医業又は歯科医業を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会福祉士及び介護福祉士法案

社会福祉士及び介護福祉士法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 社会福祉士(第四条—第三十八条)
- 第三章 介護福祉士(第三十九条—第四十四条)
- 第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等(第四十五条—第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条—第五十四条)
- 附則
- 第一章 総則
- 第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の

の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

2

この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。
一 禁治産者又は準禁治産者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第三十二条第一項第二号又は第二項(これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 社会福祉士

(社会福祉士の資格)

第四条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

(社会福祉士試験)

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(社会福祉士試験の実施)

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(受験資格)

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者
二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校(以下「職業訓練大学校」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの
三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設

設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、

指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十四条第一項第一号に規定する所員、精神薄弱者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）に定める精神薄弱者福祉司及び老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第六十一条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者（社会福祉士試験の無効等）

第八条 厚生大臣は、社会福祉士試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとする事が出来る。

（受験手数料）
第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（指定試験機関の指定）
第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、社会福祉士試験の実施に關する事務（以下この章において「試験事務」という。）を行わせることが出来る。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しな

い者
ロ 次条第二項の規定による命令による解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員及び解任）
第十一条 指定試験機関の役員は、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることが出来る。

（事業計画の認可等）
第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）
第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることが出来る。（社会福祉士試験委員）

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、社会福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告)

第十九条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取り消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四号各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三号各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項又は

第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(聴聞)

第二十四条 厚生大臣は、第二十三条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができ、

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十六条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務

の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十三条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第二十八条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会福祉士登録簿)

第二十九条 社会福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(社会福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取り消し等)

第三十二条 厚生大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号（第四号を除く。）のいずれかに

該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受け
た場合

2 厚生大臣は、社会福祉士が第四十五条及び第
四十六条の規定に違反したときは、その登録を
取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称
の使用の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、第一項第二号又は前項の規定に
よる処分しようとするときは、あらかじめ、
その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及
び有利な証拠の提出の機会を与えなければなら
ない。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、社会福祉士の登録がそ
の効力を失つたときは、その登録を消除しなけ
ればならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けよう
とする者及び登録証の再交付を受けようとする
者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料
を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるとこ
ろにより、その指定する者(以下この章におい
て「指定登録機関」という。)に社会福祉士の登
録の実施に関する事務(以下この章において
「登録事務」という。)を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めると
ころにより、登録事務を行おうとする者の申請
により行う。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合
における第二十九条、第三十条、第三十一条第
一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用
については、これらの規定中「厚生省」とあり、
「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指
定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、社
会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を
勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機

関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三
十四条及び前項の規定により指定登録機関に納
められた手数料は、指定登録機関の収入とする。
(準用)

第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一
条から第十三条まで並びに第十六条から第二十
七条までの規定は、指定登録機関について準用す
る。この場合において、これらの規定中「試験事
務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」
とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中
「前項」とあり、及び同条第四項各号列記以外の
部分中「第二項」とあるのは「第三十五条第二
項」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含
む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と
第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項
(第十四條第四項において準用する場合を含む。）」
とあるのは「第十一條第二項」と、同項
第三号中「第十四條第一項から第三項まで又
は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條
第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」
とあるのは「第三十五條第一項」と読み替える
ものとする。

(厚生省令への委任)
第三十八条 この章に定めるもののほか、社会福
祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福
祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉
士の登録、指定登録機関その他この章の規定の
施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。
第三章 介護福祉士
(介護福祉士の資格)
第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者
は、介護福祉士となる資格を有する。
一 学校教育法第五十六条第一項の規定により
大学に入学することができる者であつて、文
部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大
臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は
厚生大臣の指定した養成施設において二年以
上介護福祉士として必要な知識及び技能を修

得したもの

二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣
の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒
業した者その他その者に準ずる者として厚生
省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生
大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣
の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定
した養成施設において一年以上介護福祉士と
して必要な知識及び技能を修得したもの
三 学校教育法第五十六条第一項の規定により
大学に入学することができる者であつて、厚
生省令で定める学校又は養成所を卒業した
後、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、
厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校
等又は厚生大臣の指定した養成施設において
一年以上介護福祉士として必要な知識及び技
能を修得したもの

四 介護福祉士試験に合格した者
五 職業能力開発促進法第六十二条第一項の規
定に基づき介護等に係る技能検定(当該技能
検定の実施に関し、労働大臣が厚生省令、労
働省令で定めるところにより、厚生大臣に協
議したものに限る。)に合格した者
(介護福祉士試験)
第四十条 介護福祉士試験は、介護福祉士として
必要な知識及び技能について行う。

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該
当する者でなければ、受けることができない。
一 三年以上介護等の業務に従事した者
二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有する
と認められる者であつて、厚生省令で定める
もの
3 第六條、第八條及び第九條の規定は、介護福
祉士試験について準用する。
(指定試験機関の指定等)
第四十一条 厚生大臣は、厚生省令で定めるとこ
ろにより、その指定する者(以下この章におい
て「指定試験機関」という。)に、介護福祉士試
験の実施に関する事務(以下この章において

「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めると
ころにより、試験事務を行おうとする者の申請
により行う。

3 第十条第三項及び第四項並びに第十一条から
第二十七條までの規定は、指定試験機関につ
いて準用する。この場合において、第十条第三
項第一号中「試験事務の実施」とあるのは「第
四十一條第一項に規定する試験事務(以下単に
「試験事務」という。)の実施」と、第十四條第
一項中「社会福祉士として」とあるのは「介護福
祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とある
のは「介護福祉士試験委員」と、第二十三條第
一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」と
あるのは「第四十一條第一項」と読み替えるも
のとする。

(登録)
第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が
介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、
氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の
登録を受けなければならない。
2 第二十九條から第三十四條までの規定は、介
護福祉士の登録について準用する。この場合に
おいて、第二十九條中「社会福祉士登録簿」とあ
るのは「介護福祉士登録簿」と、第三十條中「第
二十八條」とあるのは「第四十二條第一項」と、
「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登
録証」と、第三十一條並びに第三十二條第一項
及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福
祉士」と読み替えるものとする。
(指定登録機関の指定等)
第四十三条 厚生大臣は、厚生省令で定めるとこ
ろにより、その指定する者(以下この章におい
て「指定登録機関」という。)に介護福祉士の登
録の実施に関する事務(以下この章において
「登録事務」という。)を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生省令の定めると
ころにより、登録事務を行おうとする者の申請
により行う。

111

し、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十九条（第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十条第一項（第三十七条、第四十一条

る場合を含む。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

介護福祉士という名称を使用している者については、第四十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中七の二を七の三とし、
(七)の次に次のように加える。

登錄件數	一件につき一万五千円
登録牛枚	一牛につき九千円

第十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第五十八号の次に次の一号を加える。

十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五十八号の次に次の一号を加える。

登録件数	一件につき一万五 千円
登録件数	一件につき九千円

五十八の二 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。
第六条第五十四号の次に次の二号を加える。
五十四の二 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。
五十四の三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第 号）の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

寝たきり老人等の介護需要の増大にかんがみ、これらの者に係る相談指導の業務及び介護等の業務に従事する者の資質の向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年五月二十九日印刷

昭和六十二年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局